

生乳需給安定クロスコンプライアンス導入のご案内

〜令和7年度から生乳の需給調整の仕組みが強化されます〜

令和7年度から段階的に、全国的な生乳需給安定のための取組に対する拠出を補助事業の交付の要件とする「クロスコンプライアンス」を導入します。

1 クロスコンプライアンスの内容(詳細裏面)

令和7年度から、主要な酪農関係の補助金の交付を受ける際に、全国的な需給安定の取組への拠出をしていること等が要件となります。

2 対象となる補助事業

以下の8つの事業を軸にクロスコンプライアンスを導入します。

- ①国産チーズ生産奨励等事業 ②生乳流通改善緊急事業
- ③バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
- ④中小酪農等対策事業 ⑤乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
- ⑥酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)
- ⑦畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
- ⑧ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)

注1:これらの事業は、将来措置されることが決定されているものではなく、令和7年4月時点で措置されている事業のうち、クロスコンプライアンスが既に導入された事業及び導入する可能性のある事業を例示しているものです。

注2:上記に記載のない補助事業(飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援等)については、今後、事業の実施状況等を踏まえて、クロスコンプライアンスの対象とするかを検討します。

3 申請時の提出書類

クロスコンプライアンスの対象である補助事業への申請時等に、**チェックシートを補助事業者提出してください。**

なお、農林水産省や補助事業者等が、拠出実績の確認資料(乳代精算書、拠出金の領収書、請求書)の提出を求めることがあります。(これを拒否した場合、要件を満たしていないと判断されます。)

4 拠出先事業

(一社)Jミルク 酪農乳業需給変動対策特別事業



5 抛出方法

Jミルクが定める単価や方法により抛出していただく必要があります。

生乳流通事業者を通じる方法やJミルクへ直接抛出する方法がありますが、抛出方法が分からない場合は、Jミルクや出荷先の生乳流通事業者にご相談ください。

6 抛出要件(詳細)

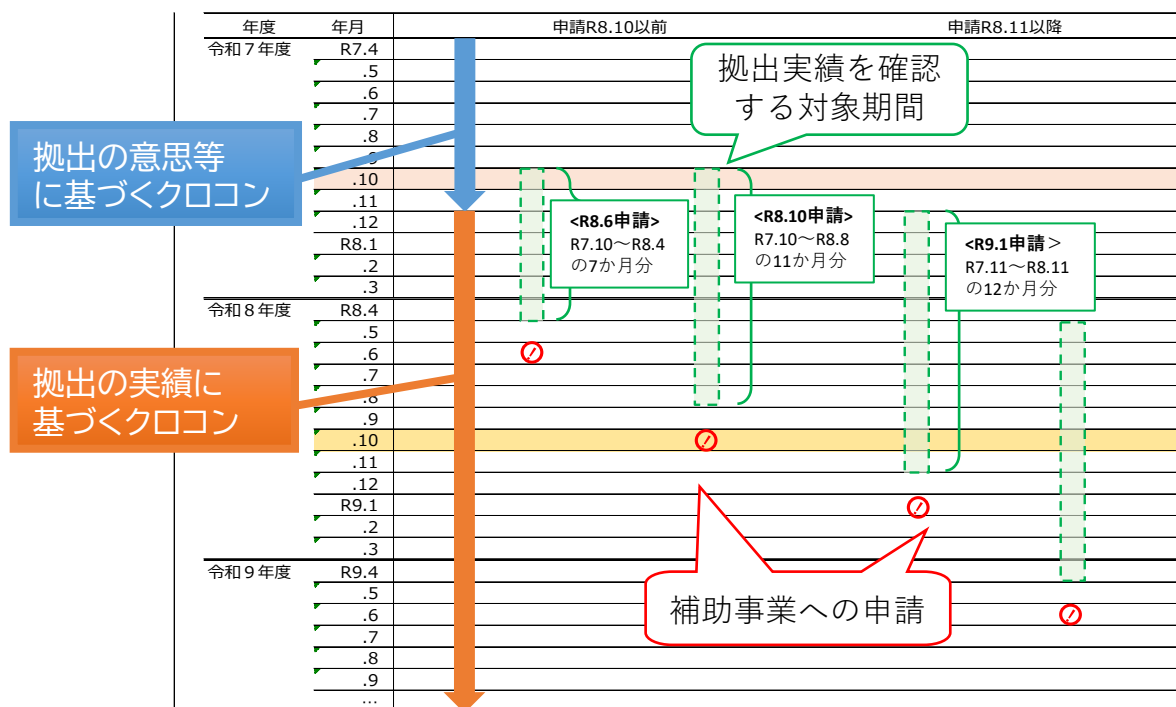
(1) 令和7年4月以降、申請する場合 (対象事業:2の①～④の事業)

・抛出の意思を有していること

(2) 令和7年12月以降、申請する場合 (対象事業:2の①～⑧の事業)

・補助事業の申請月の前々月までの12か月分の出荷乳量に基づき、
継続して抛出金を納付していること

・ただし、令和8年10月以前に申請する場合には、令和7年10月以降、
申請月の前々月まで継続して抛出金を納付していること



・さらに、施設整備・機械導入の場合 (対象事業:2の⑥～⑧の事業)、
各補助事業が規定する成果報告の時まで継続して抛出していること

7 更なる情報・お問い合わせ先

農林水産省畜産局牛乳乳製品課の特設ページ

URL: <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>

生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るお問い合わせ窓口

URL: https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/kurokon_madoguchi.html

